

令和2年度苫小牧市子ども・子育て審議会

第1回部会（書面会議）

会議資料

日 時 令和2年6月30日（火）

苫小牧市健康こども部こども支援課

< 目 次 >

1. 苫小牧市における児童虐待の現状について・・・・・・・・・・ 2
2. 苫小牧市における児童虐待への取り組みについて・・・・・・・・ 4
3. 児童虐待防止条例骨子（案）について・・・・・・・・・・ 8

～～～事務局より～～～

委員の皆様にはこの会議資料により、本市の児童虐待にかかる現状や取り組みを把握いただき、皆様が考えられる課題等に対して条例として何を示すか、必要な視点、条例のイメージ等について意見をいただきたいと考えております。

条例制定により行政や関係機関はもとより、地域や子どもたちにどのように浸透させるか、実効性をどのようにあげるか、皆様から頂いた意見を素案作成に生かしていきます。

なお、条例の性質についてですが、いわゆる理念条例を考えており、罰則規定は設けません。

本会議資料で不足する部分や知りたい情報などありましたら、事務局までお申し付けください。

<事務局>

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市健康こども部こども支援課

担当：尾崎

電話：0144-32-6369 FAX：0144-32-5578

E-mail：kodomosien@city.tomakomai.hokkaido.jp

部会開催にあたり

日頃より本市の児童福祉行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、全国的に増加の一途をたどり、社会問題化している児童虐待ですが、少子高齢化や核家族化、ネット社会等、現代社会の構造的要因もあり、問題は複雑化しているように感じております。

子どもは、社会の希望であり、未来への力です。次代を担う子ども達を社会全体で守り、安全と健やかな成長が守られる社会を形成するためには、行政、市民及び関係機関などが果たすべき役割を明確にし、市全体の意識醸成を図り、虐待防止の取り組みを一層推進していくことが重要であると考えております。

委員の皆様には、条例がこうした取り組みの指針となり、社会問題化する児童虐待に対して子どもと家庭の支えとなるよう御協力をお願い申し上げます。

令和2年6月

苫小牧市健康こども部長 桜田 智恵美

1. 苫小牧市における児童虐待相談の現状について

(単位：人)

		H29年度	H30年度	R元年度
受付件数		207	248	207
対応件数		194	222	246
未処理人数(年度末時点対応中)		13	39	0
発見状況 (通告者)	家族・親族	30	28	25
	本人	1	3	0
	近隣・知人	69	49	39
	民生・児童委員	3	4	1
	警察	0	0	2
	保健所	0	0	0
	学校	40	50	81
	幼稚園・保育園	20	29	16
	医療機関	3	5	19
	市(他課)	11	26	27
	児童相談所	5	20	31
その他	12	8	5	
合計		194	222	246
主な虐待者	実父	35	59	43
	実父以外の父	4	17	22
	実母	134	137	177
	実母以外の母	6	6	4
	その他	15	3	0
合計		194	222	246
内容	身体的	48	41	52
	養育怠慢・拒否	81	72	101
	心理的	64	106	91
	性的	1	3	2
合計		194	222	246
年齢別	0～3歳未満	42	46	41
	3～未就学児	58	72	63
	小学生	63	72	101
	中学生	19	24	25
	高校生・その他	12	8	16
合計		194	222	246
対応内容	助言指導	148	185	205
	継続指導	27	9	11
	他機関斡旋	0	0	6
	児童相談所送致	19	28	24
	その他	0	0	0
合計		194	222	246

一時保護件数

(単位：人)

		29年度	30年度	R元年度
全件		21	46	63
(再掲)虐待による一時保護		12	25	43

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

苫小牧市における児童虐待相談の現状について

令和元年度は児童虐待通報を 207 件受け付け、全件子どもの安全確認を行っています。

対応件数は 246 件となっておりますが、前年度からの未処理人数を含んでいるものです。この対応件数とは、受け付けた通報に対し、助言指導、児童相談所送致など何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。

マスコミ報道では新型コロナウイルスによる休校などがあった 1 月から 3 月の間に全国の児童相談所が受け付けた児童虐待通報が前年比で 1～2 割増加したとの報道がありましたが、本市におきましては同期間において例年並みに推移しました。

【発見状況】

発見状況は、学校や医療機関、児童相談所からの通告が増加しています。関係機関との連携強化に向けた取り組みが一定程度機能していると思われます。特に、令和元年度から学校と台帳を作成し情報共有を図っており、取り組みが数字として表れたものと捉えています。

【内容】

内容では、身体的虐待や養育怠慢・拒否(以下ネグレクト)が増加しています。ネグレクトでは、夜間児童世帯や不衛生な生活環境、親の都合で学校に行かせられないといった内容が多くありました。

【年齢別】

年齢別では、小学生が増加しており、学校と作成した台帳をもとに情報交換することで、連携を強化できたものと思われます。

【対応内容】

継続指導の内容は支援を要する家庭に養育支援訪問事業を活用したり、親子間の関係を安定させるため相談員が定期的に訪問するなどしています。

【一時保護件数】

令和元年度は 63 人一時保護され、そのうち 43 人が虐待による一時保護でした。虐待による一時保護では身体虐待による一時保護が多かったことに加え、多子世帯のケースが複数あり、前年度よりも件数が増加しています。

虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を見ることができない」といったケースに対応したものや、「このまま一緒に居ると子どもに暴力をふるってしまう」といった訴えに対応しているケースが複数ありました。

2. 苫小牧市における児童虐待への取り組みについて

苫小牧市では要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応の効果促進を図るため、次の事業や取り組みを実施しています。

(1) 関係機関の連携の強化

ア. 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議しています。

イ. 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

(ア) 室蘭児童相談所と情報連携会議・・・進行管理台帳登録児童の支援状況確認

(イ) 健康支援課及び市立病院と情報連携会議・・・特定妊婦や健診未受診世帯等の支援状況確認

(ウ) 児童虐待対応研修・・・要保護児童対策地域協議会構成機関職員対象

(エ) 児童虐待チェックリスト研修・・・幼稚園、保育園、認定こども園職員対象

(オ) 児童虐待対応研修・・・市立病院と共催、主に医療機関職員対象

ウ. 個別ケース検討会議の開催

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認などを行っています。

支援方針の検討には平成 27 年度より家族支援手法を取り入れ、家族の持つストレングス(強み)に着目した展開に努めています。また、支援体制の確認では、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や支援時期などの確認を参加者全員で行っています。

エ. 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図っています。

(ア) 出産前

健康支援課及び産科を有する病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行っています。

(イ) 出産後～就学前

健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行っています。

幼稚園、保育園等と児童虐待チェックリストを活用し、こども支援課との連携強化に

努めています。

(ウ) 就学後

全小中学校と要保護児童進行管理台帳を作成し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めています。

(エ) 全年齢

市立病院と心配なケースの情報交換を行っています。

児童相談所と進行管理台帳登録児童について、支援状況の確認を行っています。

(2) 啓発・予防活動の実施

ア. 児童虐待防止の推進啓発の実施

関係機関とともに大型店やイベント等で児童虐待防止啓発グッズを配布するほか、ポスターや懸垂幕等を掲示します。また、市役所ロビーやホームページ、広報とまこまい、市の公式ゆるキャラを活用してのPRなどオレンジリボン及び児童相談所全国共通ダイヤル189(いちはやく)等の周知に努めています。

イ. 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待防止に関する意識の高揚を図るため出前講座を実施しています。

ウ. 子育て講座(step)実施

平成26年度から実施し、子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防として実施します。

(3) 令和元年度の事業及び取り組みの実績

【会議等の開催状況】

○代表者会議 5月28日 40名参加

○実務者会議(計12回開催)

・研修「児童相談所の現状と児童虐待への対応について」 講師:児童相談所子ども支援課長	7月2日	219名参加
・研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」 児童虐待チェックリスト研修	9月26日	45名参加
・苫小牧市子ども虐待対応研修会(市立病院共催) 講師:弁護士	11月20日	173名参加
・健康支援課、市立病院との連携会議 (6月、10月、12月、2月)	計4回	
・室蘭児童相談所との連携会議 (5月、9月、11月、12月、3月)	計5回	

○個別ケース検討会議(計 86 回開催)

	虐待		その他の要因		合計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R1年度	43	104	43	75	86	179

【啓発活動等の状況】

○児童虐待防止推進月間

実施月日	実施内容	備考
11月1日～ 11月30日	○児童虐待防止月間の啓発活動の実施 ・市内事業所約 600 ヶ所に啓発ポスターの配布・掲示依頼 ・オレンジリボン(シンボル)の市役所窓口職員等への配布、携行 ・小学生、中学生に啓発リーフレット配布 ・虐待防止懸垂幕掲示 ・虐待防止看板設置 ・広報とまこまい 11 月号に相談機関情報掲載	
11月1日～ 11月10日	・市内施設 2 か所をオレンジ色にライトアップ (苫小牧信用金庫本店、ふれんどビル)	
11月5日	○街頭啓発活動の実施 ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ 1,000 個を配布	45 名参加

○出前講座

6月26日	テーマ:「苫小牧市内の児童虐待の現状について」 受講者:苫小牧市民生委員児童委員協議会	40 名参加
10月30日	テーマ:「児童虐待とそのサイン」 受講者:幼稚園・保育園職員	32 名参加
12月17日	テーマ:「苫小牧市の児童虐待とその現状について」 受講者:看護専門学校学生	26 名参加
1月25日	テーマ:「苫小牧市の児童虐待に対する取り組み」 受講者:北海道社会福祉士会会員の社会福祉士	23 名参加
2月18日	テーマ:「児童虐待防止法改正について」 受講者:会社経営者等	51 名参加

○子育て講座「step」(通常講座)

6月～	受講者:一般市民	7名参加
9月～	受講者:一般市民	5名参加
2月～	受講者:一般市民	5名参加

○子育て講座「step」(ダイジェスト講座)

5月19日	受講者:一般市民	6名参加
8月22日	受講者:一般市民	12名参加
12月6日	受講者:一般市民	10名参加
1月16日	受講者:幼稚園・保育園職員	36名参加

3. 児童虐待防止条例骨子(案)について

意見提出に際し、たたき台として条例骨子(案)を以下のとおりお示します。

「(仮称) 苫小牧市子どもを虐待から守る条例」骨子案

1 条例制定の目的について

子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、本市の虐待防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの権利利益の擁護、心身の健やかな成長が守られるまちを実現することを目的とします。

2 条例の基本理念について

以下の3点を柱とします。

- (1) 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるととも将来にわたって子どもに苦痛を与える著しい人権侵害であり、何人もこれを行ってはならないこと
- (2) 子どもを虐待から守るにあたり、虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な対応に努め、子どもにとって最善の利益を考慮すること
- (3) 虐待のない街づくりの推進により、子どもの安全及び心身の健やかな成長が守られる社会の実現を図ること

3 市の責務について

- ・子どもの生命、身体、安全その他権利利益の保護
- ・虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援の実施
- ・虐待通告の義務等に関する広報その他啓発活動に関すること
- ・虐待の予防及び早期発見のための方策や虐待を受けた子どものケア並びに保護者への指導及び支援のあり方を調査研究すること
- ・虐待予防のための子育て支援事業の充実及び子どもの養育支援施策の実施

4 保護者の責務について

- ・子どもに身体的又は精神的な苦痛を与えてはならないこと(虐待の禁止に関すること)
- ・しつけに際して体罰を加えてはならないこと
- ・子どもの権利利益を不当に侵害してはならないこと
- ・子育てに関する知識習得に努めること
- ・市又は児童相談所が行う子どもの安全確認へ協力すること
- ・市、児童相談所又は関係機関等からの指導又は支援に対して、必要な改善等を行うこと

5 市民等の責務について

- ・子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるよう努めること
- ・声掛け等による見守りを通じて、子ども及び子育て家庭が地域社会から孤立することのないよう努めること

6 関係機関等の責務について

- ・市が実施する子どもを虐待から守る為の施策に協力すること
- ・職員に対し研修を実施する等虐待の予防及び早期発見に必要な体制整備に努めること

7 虐待の予防及び早期発見について

- ・市は市民等及び関係機関等と連携し、子育て支援施策の充実とともに必要な体制整備に努めること
- ・市は関係機関等に対し、専門的な知識又は技術の提供等、必要な支援を行うこと
- ・市は関係機関等と連携し、相談又は通告を容易に行うことができる環境整備に努めること

8 通告等について

- ・市民等及び関係機関等の通告の義務に関すること
- ・市の通告受付時の調査及び安全確認に関すること
- ・通告者の秘匿に関すること

9 虐待を行った保護者への指導及び支援について

- ・虐待を受けた子どもとの良好な関係の構築及び虐待の再発防止に関し必要な指導又は支援を行うこと

10 子どもの家庭復帰に係る支援について

- ・児童養護施設等への入所等の措置がとられた子どもの家庭復帰に関し、必要な支援を行うこと

11 子ども家庭総合支援拠点の支援及び児童相談所との連携について

- ・専門職員の配置など相談体制の整備に努めること
- ・児童相談所及び関係機関等と連携し、適切な支援を行うこと

12 子どもへの虐待に関する知識の普及について

- ・関係機関等と連携し、子どもに対して虐待に関する知識の普及及び相談機関等の周知を行うこと

13 児童虐待の啓発について

- ・児童虐待防止月間を設けること
- ・児童虐待に関して市民等の関心と理解を深めること
- ・関係機関等と連携し、趣旨にふさわしい事業を実施すること

14 施行期日について

- ・令和3年1月1日から施行することとします。
(児童相談複合施設の開設及び室蘭児童相談所分室の開設に合わせた日程とし、周知効果を高める狙いです。)